

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.29

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> (指定管理者(社)北海道消費者協会)
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

天塩町に消費者被害防止連絡会議が設立！

「消費者被害防止地域ネットワーク」とは、地域住民を消費者被害から守るため、地域全体で悪質商法等を、監視・通報することで消費者被害を未然に防止するとともに、大きな見守りの輪の事です。

2月5日、留萌管内天塩町に「消費者被害防止連絡会議」が設立されました。道内で35番目のネットワーク設立となります。

これからも、多くの市町村において消費者被害防止ネットワークが設立され、地域住民が安心して暮らせるよう、推進していきましょう。



次々に送られてくる健康食品

一人暮らしや判断能力が不十分になってきている高齢者などのもとへ、購入した記憶がないのに健康食品などが定期的に届く…。

プレゼントなどではなく、実は、定期的にかかってくる電話勧誘販売で商品を契約しているかもしれません。しかも、1社だけではない場合もあるようです。

< 事例 >

高齢者のホームヘルパーをしています。
今日、担当している方の家へ行くと、注文書がありました。どうやら健康食品を注文したようですが、最近、認知症の症状が強くなったせいか、記憶が曖昧なところが多くなり、「商品が残っているの?」、「代金を支払ったの?」とこちらが質問しても、本人は全く覚えていない様子です。
このままにしていっても、よいのでしょうか。



「電話で勧誘されている」という意識がないまま、曖昧な返事や「はい、はい。」と返事をしてしまうと、それが「商品の申し込みをした」と判断され、契約が成立したとみなされるので、商品が自宅へ送られてきてしまうのです。

代金の支払い方法も、1回分を1～2万円位の一度に現金でも支払える金額に抑えられていると、商品を届ける際に「代引き」といって宅配事業者が代金の集金をしている事例もあります。

契約書などの書面が渡されない場合もあり、いつのまにか商品だけが自宅に届いて、電話で対応した本人の記憶は残っていないという状態になってしまいます。

偶然に居合わせた家族やホームヘルパーさんなどが、届いた商品に気づいて、『いつ、どこから買ったの?』と聞いても『そんなもの知らない』『プレゼントされた』等々の返事で、商品を契約した認識がないこともあります。

何かわからず、商品を開封しない場合もありますが、中にはプレゼントだと思って食べてしまう場合もあり、そうすると返品もできません。

< もし、事例のようなことがあったら >

まずは、本人に購入の申し込みをしたかどうかを聞いてみましょう。

もし購入した記憶がないという場合は、自宅に契約書類などがないかを一緒に探してみるとともに、商品が入っている箱や宅配伝票などから事業者を確認し、本人に了承を得たうえで、事業者へ契約内容を確認してみることも必要です。

本人に、自ら購入したつもりがなければ、申し込みの撤回や解約を申し出る手続きをします。電話では証拠が残りませんので、書面で通知します。

無条件解約のクーリング・オフが適用される場合と、されない場合がありますので、このような事例に気付いたら、早めにお住まいの市町村の消費生活相談窓口や道立消費生活センターへご相談ください。 **北海道立消費生活センター**
相談専用電話 TEL 050 - 7505 - 0999



< 次の勧誘を防ぐために >

一度、申し込みの撤回や解約の手続きをして、返品・返金がなされても、いままでと同じ状態では、また同じように契約をしてしまうことが予想されます。

解約の手続きをする時に、「再勧誘をしないでください」と今後の勧誘について断りをいれておきましょう。

また、年金支給日前後に勧誘されることが予想されますので注意が必要です。心配な場合は、電話番号を換えたり電話帳に掲載しない等の自衛策もお忘れなく。



どさんこの契約心得

い

「今すぐに、必要なのか？」考えて

ら

来客だ！「目的」言わなきゃ、
鍵開けない

な

なじみの顔。でも、お金の話は
ちょっと待て！

い

「いらないもの」は、断ろう！

しよ

「しょうがないべさ」と、
あきらめない！

!

